

川崎市緑ヶ丘霊堂(納骨堂)を ご利用される方のために

令和7年10月改訂版



緑ヶ丘霊堂は、お墓が見つかるまでの間、焼骨を一時的にお預かりする施設となります。

この霊堂は、ご遺骨と直接対面することはできませんが、正面祭壇でお参りしていただくことができます。

使用料 ご遺骨 1 体 32,590 円

なお、お預かりの日から3年以内にご遺骨をお引き取りの場合は、使用料の半額をお返しいたします。

すべての手続きは利用者（お預けの手続きは申請者）ご本人が行ってください。
ご本人が来られない場合、委任状・代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

霊堂の利用申請について（ご遺骨を預けるとき）

◎ ご遺骨を預けることのできる方（霊堂利用者）は・・・

- 川崎市内に住所を有し、ご遺骨の祭祀を主宰する方

◎ お預かりのとき、必要なものは・・・

- ① 申請者（預ける方）の住民票（本籍記載・発行日から3か月以内） 1通
 - ② 埋火葬許可証 又は 改葬許可証
 - ③ 使用料 32,590円（ご遺骨1体につき）
- 埋火葬許可証はご遺骨の木箱から取り出しておいてください。
 - 骨壺は木箱に納めて風呂敷に包み、フサのついた布覆にお納めのうえご持参願います。

◎ お預かりの方法などについて・・・

- ご遺骨のお預かりは一旦事務所内の霊安室に仮安置し、そこでお別れをしていただきます。
お預かりしたご遺骨は、事務所職員が霊堂へお納めすることになっておりますので、次の時間内にご持参くださるようお願いいたします。（予約は必要ありません）

＜受付時間＞ 午前9時から午後4時まで

※ 年末年始（12月29日～1月3日）は休み

- 手続きが済みましたら「霊堂利用許可証」をお渡ししますので、大切に保管してください。
- ご位牌、お供え物は、お持ち帰りください。

焼骨返還について（ご遺骨をお引き取りになるとき）

◎ ご遺骨お引き取りの流れは・・・

1. お引き取りの日が決まりましたら、10日前までにお電話で次のことをお知らせ願います。
 - ① お引き取り予定日（年末年始は休み）
 - ② 霊堂利用許可証に記載の棚番号
 - ③ ご遺骨を次にお納めする場所（所在地、名称）
 - ④ 登録情報変更の有無（利用者が死亡した場合、住所・氏名等に変更があった場合）
- 登録情報に変更がある場合は、それに伴う承継、住所変更等の手続きを行っていただきます。（各手続きの必要書類についてはご予約時にご案内いたします。）

2. 霊園事務所にて焼骨返還の手続きを行っていただきます。

● 必要なもの

- ① 霊堂利用許可証
- ② ご遺骨を次にお納めする場所（所在地、名称）
- ③ 手数料 300 円（ご遺骨 1 体につき）
- ④ 利用者名義の通帳の写し
- ⑤ 認印（ゴム印は不可・朱肉を付けるタイプのもの）

※ ④、⑤は3年以内のお引き取りの場合のみ。

- ご遺骨をお預けから3年以内に引き取られる場合には、使用料の半額を口座振替による方法でお返しいたします。

3. 高津区役所で、次の場所へ納骨するための改葬許可手続きを行っていただきます。

● 高津区役所 担当窓口：区民課住民記録第3係

（JR南武線 武蔵溝ノ口駅・東急田園都市線 溝の口駅下車徒歩5分）

高津区役所で返却された改葬許可書は次の納骨場所へ提出してください。

利用許可の更新について

- 霊堂の利用期間期間は20年となりますが、利用期間満了の日までに引き続き霊堂を利用することを申し出たときは「利用期間の更新」ができます。（更新手続きを行わない場合は、30日以内にご遺骨をお引き取りいただきます。）
- 更新手続きにつきましては、その時点の規定により定められている方法となりますので、お電話にてご確認いただいた上でご来所ください。
- 利用期間満了後も「許可の更新」又は「ご遺骨の引取り」がされない場合には、市長の権限により特設の墳墓に改葬されることがあります。

その他のお手続きと必要書類

● 住所・本籍が変わられた時（住所・本籍変更）

必要なもの

- ・ 住民票（本籍記載・発行日から3か月以内） 1通
（住所のみの変更でしたら、運転免許証・マイナ保険証（資格確認書）でも可能です。）

● お名前が変わられた時（氏名変更）

必要なもの

- ・ 戸籍謄本 又は 戸籍抄本（変更前後の氏名が分かる・発行日から6か月以内） 1通

● 霊堂利用許可証をなくされたとき（許可証再交付）

必要なもの

- ・ 住民票（本籍記載・発行日から3か月以内） 等 1通
- ・ 手数料 300円

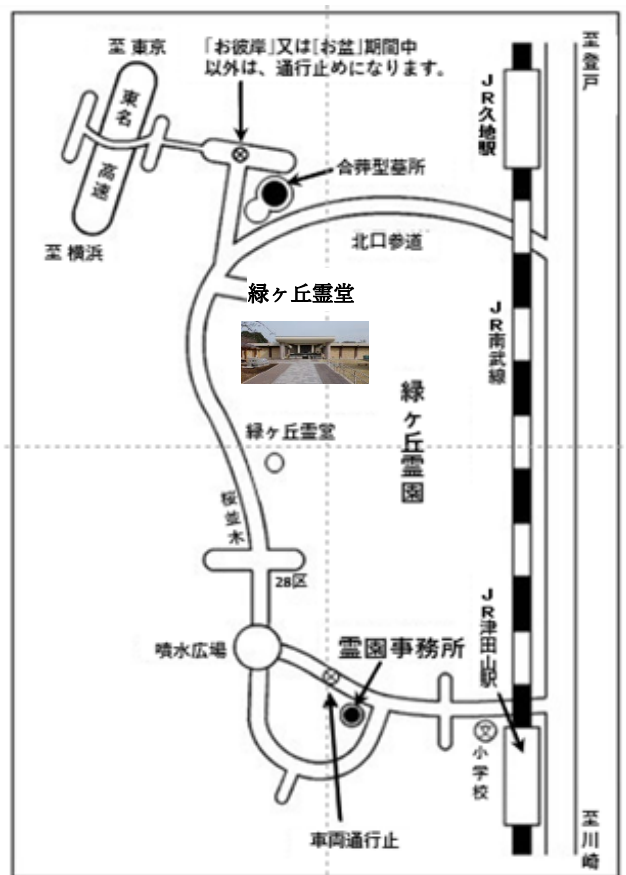
● 承継をするとき

利用者が亡くなった際は、承継手続きが必要となります。また、先祖の祭祀を主宰する者を変更する必要が生じ、使用者が承継者を指定した場合などは、生前承継が可能です。承継につきましては、利用者と承継者のご関係や条件によって必要書類が異なりますので、霊園事務所までお問い合わせください。

※主な変更事由別の必要書類については、5、6、7ページをご参考ください。

※1 承継手続き必要書類（変更理由別） 5ページ

※2 承継手続き事例図 6、7ページ



緑ヶ丘霊堂

津田山駅から約 1,200m

徒歩 15分

申込場所及びお問い合わせ先

川崎市霊園事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延 1241 番地

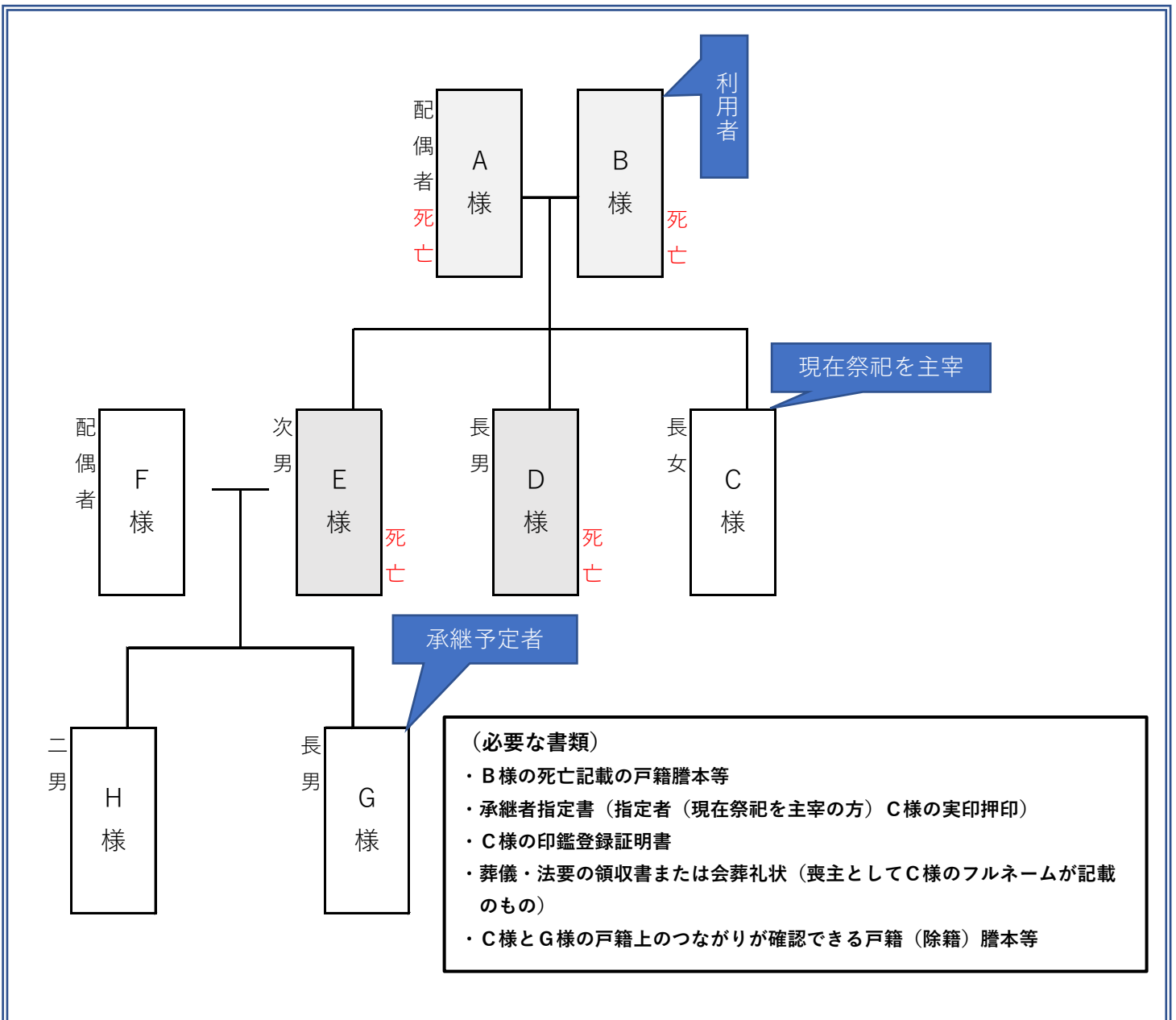
☎ 044-811-0013

承継手続きには、「共通書類」のほかに変更理由や利用者と承継者の関係によって必要な書類がございます。
 主な変更理由による必要書類は以下となります。
 詳しい説明が必要な場合もございますので、手続きの際は事前に霊園事務所にご相談ください。

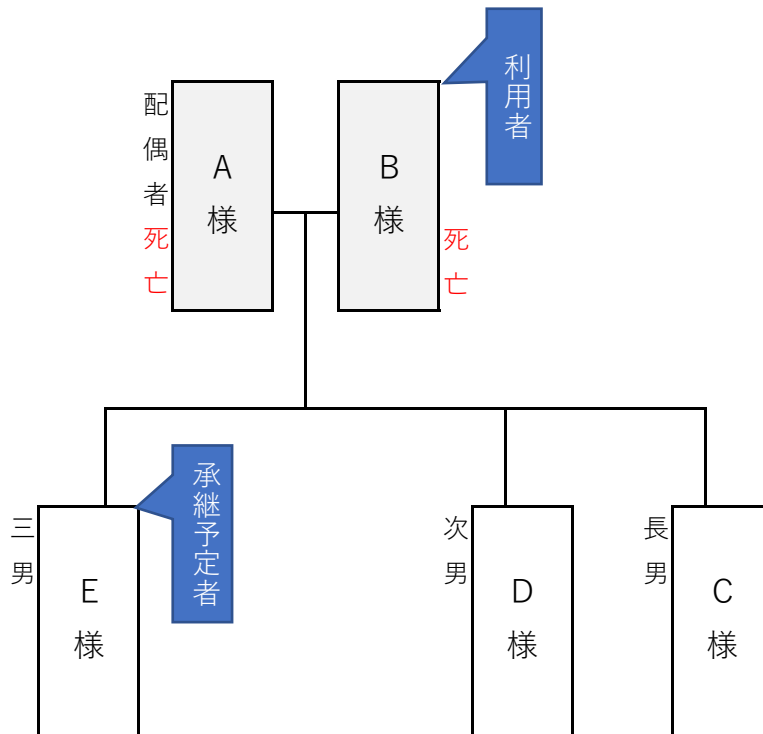
主な変更理由		承継者	必要な書類（提出書類はコピー不可です。）
①利用者が死亡した場合	承継する者を遺言書等で指定している場合	指定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の死亡記載の戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承継者の指定の記載がある書類（遺言書等）
	承継する者を指定していない場合	祖先の祭祀を主宰している者	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀を主宰していることが確認できる書類 利用者の葬儀・法要の領収書、または会葬礼状（喪主として承継者1名のみ のフルネームが記載されているもの） ・利用者を緑ヶ丘霊園・早野聖地公園に納骨しない場合は死亡記載のある戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの）
		親族等の協議等により定められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の初婚から死亡までの本籍が連続して繋がる全ての戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承諾書 協議者全員の記名が必要、申請者と代表者1名については実印の押印が必要です。 ・実印を押した者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） ・「協議者全員」の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本等 ※現在の祭祀主宰者から承継者を指定された場合は、承継者指定書など必要書類が異なります。例1、2を御確認ください。
②利用者が生前に承継する場合	指定された者	第一順位者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・承継者指定書に利用者の実印を押したもの ・利用者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） 第一順位者以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と承継者の繋がりがわかる戸籍謄本等 	

その他の変更理由による承継手続きの場合は、霊園事務所にお問い合わせください。

例 1 : 現在祭祀を主宰してる者から祭祀承継者として指定された者



例2：承継者が親族等の協議等により定められた者（C、D、E様が協議、E様が承継の場合）



(必要書類)

- ・ B様の死亡記載の戸籍謄本等
- ・ C様、D様の承諾書（申請者（承継予定者）E様と代表者1名（C様またはD様）の実印押印したもの
- ・ 申請者E様と代表者1名（C様またはD様）の印鑑登録証明書